



YELL・Spirits

2015年7月号
Eール・スピリッツ



Contents

発行：社会保険労務士法人エール

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018 エールビル 1F

TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072

Email：info@sr-yell.com



- 代表より
- セミナー等のご報告
- 企業のマイナンバーへの準備 Vol. 6
- 日本年金機構の個人情報流出 125 万件その対応
- 条件を入力すると労働紛争の解決内容・解決金が検索できるサイトが開設
- 職場意識改善助成金のご案内
- 手続きをご依頼の企業様へのお願い
- 今後のセミナーご案内

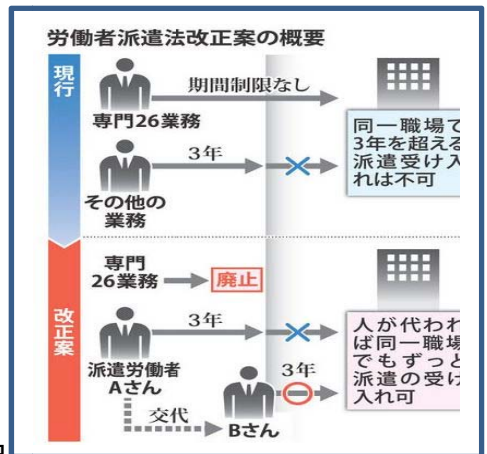
鎌倉です。

今国会は、大幅な会期延長で史上最長の 9/27 までになるようですね。今国会では、労働関係法の改正法案として、労働基準法、労働者派遣法、勤労青少年福祉法、女性活躍推進法、確定拠出年金法、個人情報保護法およびマイナンバー改正法、特許法、不正競争防止法の8法案が提出されています。その中でも成立が確実にしている改正労働者派遣法は派遣会社のみならず、派遣社員を受け入れている多くの企業に影響を与えそうです。日本の雇用の規制は岩盤規制と言われますが、それでも大きく変わっていくのを感じます。目が離せません。

また、月報等でみなさまに最新情報をお届けしたいと思います。

今月28日に新横浜で“エールマイナンバーセミナー【続編】”を開催します。施行まであと5か月に迫り、具体的なマイナンバー対応できるツールのご提供等を考えておりますのでご期待ください！

春から多くのセミナーなどの打ち合わせが続いているのですが、先日は、少し場所を変えてカラオケ店で食事しながら共有したり、メンバーと楽しみを入れながら行っています。今年も振り返りをすぎ、後半に入りました。一同 よりお役に立てるよう、頑張ってます！！



代表の鎌倉が6月8日付労働新聞に「建設業の再生に尽力」の記事で掲載されました

加藤が建設業安全大会で「建設業社会保険未加入問題」、建設業団体様にて「建設業×マイナンバー」セミナー講師を担当させて頂きました。



6月16日 NTT 東日本のマイナンバーセミナーの講師を弊社滝瀬が務めさせていただきました。参加者からは具体的対応など熱心にご質問を頂きました。

今後のセミナーのご案内は裏面をご参照ください

企業のマイナンバーへの準備 Vol.6

先日、個人番号カードと通知カードのデザインが正式に発表されました。

残り5カ月で企業のマイナンバー対応が後押しできるよう、実践的な内容についてお伝えしてまいります！

マイナンバーの実質的なスタートは、10月からの通知カードの送付ということになりますが、この通知カードのデザイン案が先日公表されました。

通知カード (イメージ)



通知カードの表面には、個人番号、氏名、住所、生年月日、性別が記載されます。またセキュリティ対策として、透かし技術が用いられ、コピーすると「複写」の文字が浮かび上がる仕様になっています。

個人番号カード (イメージ)



顧問先企業の担当者からもそろそろ研修会の開催など社内でのアナウンスをおこないたいという話をよく耳にするようになりました。そんなときはこのサイトがお勧めです。

内閣官房 マイナンバーHP

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

動画で見るマイナンバー

マイナちゃんが制度についてわかりやすく教えてくれる動画です。社内研修にも使えます。一般社員向け(15分)と、事業者・人事給与担当の方向け(21分)があります。

フリーダウンロード資料

フリーでダウンロードできる資料があります。社内研修にも活用しやすい資料です。事業者・人事給与担当の方向け詳細な資料もあります。

平成27年4月1日 コールセンター5カ国語(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語)対応が可能になりました。

- 動画でみるマイナンバー(一般の方向け)
 - マイナちゃんが制度についてわかりやすく教えてくれます。(14分33秒の映像です)
- 動画でみるマイナンバー(事業者・人事給与担当の方向け)
 - マイナちゃんが制度についてわかりやすく教えてくれます。(20分54秒の映像です)
- フリーダウンロード資料
 - こちらの「フリーダウンロード資料」中に掲載されている資料は、ご自由にダウンロード・プリントアウトして各セミナーや情報収集にご利用いただけます。

※「マイナンバー」「マイナちゃん」を使用したTwitterの類似アカウントにご注意ください※

日本年金機構の個人情報流出125万件 その対応

6月1日、日本年金機構において外部からの不正アクセスにより基礎年金番号を含む個人情報が漏えいしたという発表がありました。この事件が大きな衝撃をもって捉えられたのは、マイナンバー制度のスタートを目前に控えた段階での公共団体からの個人情報流出という深刻さと、125万件という情報量の大きさによることです。そうした中、内閣官房より、日本年金機構の個人情報流出問題によるマイナンバー制度への影響について下記の Q&A が出されました。

Q1 マイナンバーも漏えいする場合がありますのではないですか？

A1 マイナンバーでは制度・システムの両面からさまざまな安全策を講じます。加えてマイナンバーの取扱いに関する監視監督は、第三者委員会である特定個人情報保護委員会が行います。故意にマイナンバー付きの個人情報ファイルを提供した場合などには重い罰則も適用されます。また、今回の事件の原因の究明、再発防止策の検討の結果を受けて、各種ガイドラインなどの見直しを行い、関係機関をあげてセキュリティ対策を強化します。

Q2 同じ番号で管理すると、マイナンバーが漏えいしたとき、芋づる式に情報漏えいするのでは？

A2 マイナンバー制度では、

1. 個人情報が同じところで管理されることはありません。例えば、国税に関する情報は税務署に、児童手当や生活保護に関する情報は市役所に、年金に関する情報は年金事務所に、など、これまでどおり情報は分散して管理されます。
2. また、役所の間で情報のやり取りする際には、マイナンバーではなく、役所ごとに異なるコードを用いますので1か所での漏えいがあっても他の役所との間では遮断されます。
従って、仮に一か所でマイナンバーが漏えいしたとしても個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みです。

Q3 もしマイナンバーが漏えいしたら、なりすましされて悪用されるのではないですか？

A3 マイナンバーを使って社会保障や税などの手続きを行う際には、個人番号カードや運転免許証などの顔写真付の身分証明書等により本人確認を厳格に行うことが法律でそれぞれの関係機関に義務付けられています。言い換えれば、万が一マイナンバーが漏えいした場合であっても、マイナンバーだけで手続きを行うことはできませんので、それだけでは悪用されません。マイナンバーが漏えいした場合には、本人の請求などにより、マイナンバーを変更することが可能です。

今回の事件を受け、参院内閣委員会は、マイナンバー法改正案の採決は当面先送りすることを決めました。改正案は2018年より預金口座、乳幼児が受けた予防接種の記録などにも適用できるよう利用範囲を広げる内容で、2016年6月中に参院を通過し、成立する見通しでした。

マイナンバー制度担当の甘利明社会保障・税一体改革担当相は2016年1月のマイナンバー制度そのものはスケジュール通りに実施すると明言しましたが、年金分野へのマイナンバー利用については「今回の事件をしっかりと検証し、そのうえで対処したい」と時期を遅らす考えを示唆しています。

メールより

厚生労働省からも「日本年金機構不正アクセス事案に関する Q&A」が発表されています。

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/150603-01.pdf>

漏えいがわかった方については、基礎年金番号が変更され、郵送にて、新しい基礎年金番号の案内が通知されるとのことです。(本件で電話がいくことはありません)

変更時期については、現時点では9月を予定されているとのこと。企業の労務管理にも影響します。

厚生労働省 条件を入力すると労働紛争の解決内容・解決金額などを検索できるサイトを開設！

リーマンショック以降、個別労働紛争の発生件数は依然として高止まりしていますが、一般の労働者にはどのような紛争解決手段があるのかはあまり知られていません。そこで厚生労働省では「個別労働関係紛争の解決状況」というサイトを立ち上げ、個別労働紛争の解決手段とその解決の傾向などについての情報提供を開始しました。

その中に設置されたのが、「個別労働関係紛争の解決状況確認ツール」です。

条件を設定すると、その条件にあった事件の解決内容（あっせん、労働審判、和解）、制度利用期間、金銭解決の場合の解決金額を調べることができるというものです。

個別労働関係紛争の解決状況確認ツール http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/funsou/funsou_tool

【設定する条件】

- ① 事案の内容（普通解雇、整理解雇、懲戒解雇、その他雇用終了、いじめ・いやがらせ、労働条件引き下げ）
- ② 残業代請求の有無 ③ 労働者の性別 ④ 労働者の雇用形態（正社員、直用非正規、その他） ⑤ 労働者の勤続年数 ⑥ 労働者の役職 ⑦ 労働者の月額賃金 ⑧ 企業の規模



対象となっている紛争事案は、都道府県労働局のあっせん事案 853 件、労働審判の調停・審判事案 452 件、民事訴訟の和解事案 193 件となっています。

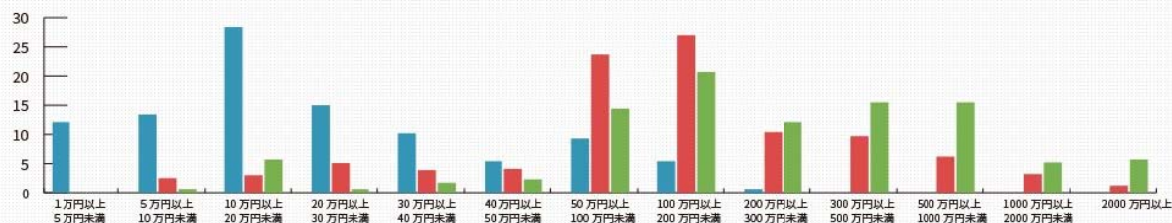
Ⅲ．制度利用期間の傾向

あっせんは2か月以内で、審判は6か月以内で解決されるケースが多く、迅速な解決が図られている。一方で、和解については、6か月以上の期間を要するケースが多い。



Ⅳ．金銭解決の金額の傾向

あっせんは低額で解決する傾向がある一方で、審判及び和解は高額で解決する傾向があるが、いずれも解決金額の分布は広がっている。



労働者がトラブル発生時にあっせんや労働審判などに簡単にアクセスできて、その解決金額の相場を知ることによってどのような影響が出るのか？ 労働紛争は新たなステージに入っていくかもしれません。

新情報 ★ 職場意識改善助成金の内容が拡充!

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に取り組む中小企業事業主を支援するため、『職場意識改善助成金』の支給が行われています。その助成内容が、平成 27 年度から拡充されました。

◆◆ 職場意識改善助成金(平成 27 年の概要)◆◆

職場意識改善助成金には、次の3つのコースが用意されています。

| | |
|----------|--|
| 職場環境改善 | <p>所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進などに取り組む中小企業事業主を対象とするコース。 支給額は最大 100 万円(平成 27 年度から上限が 100 万円に UP!)</p> <p>* 雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が 13 日以下であって月間平均所定外労働時間数が 10 時間以上であることが要件。</p> <p>[支給額] 対象経費の合計額(謝金、会議費、機械装置の購入費など) × 助成率※</p> <p>※助成率は、成果目標の達成状況に応じて、3/4~1/2</p> <p>③成果目標の達成状況に応じて、100 万円~67 万円の上限あり</p> |
| テレワーク | <p>終日、在宅またはサテライトオフィスで就業するテレワークに取り組む中小企業事業主を対象とするコース (サテライトオフィスでのテレワークは、平成 27 年度から対象に加わりました)。支給額は最大 150 万円。</p> <p>[支給額] 対象経費の合計額(謝金、会議費、機械装置の購入費など) × 助成率※</p> <p>※助成率は、成果目標の達成状況に応じて、3/4or1/2</p> <p>③成果目標の達成状況に応じて、下記上限あり。</p> <p>1人6万円 × 対象労働者数(1企業 150 万円限度) or 1人4万円 × 対象労働者数(1企業 100 万円限度)</p> |
| 所定労働時間短縮 | <p>法定労働時間が週 44 時間とされている特例措置対象事業場を有する中小企業事業主であって、所定労働時間の短縮に取り組む中小企業を対象とするコース(平成 27 年度から新設)</p> <p>助成額は最大 50 万円</p> <p>[支給額] 対象経費の合計額(謝金、会議費、機械装置の購入費など) × 3/4</p> |

上記の各支給額における「対象経費」は、次のような「対象となる取組」の実施に要した経費です。

- ・労働者に対する研修、周知・啓発 ・就業規則などの作成・変更 ・テレワーク用通信機器の導入・更新
- ・外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング ・労働能率の増進に資する設備・機器などの導入

☆ 就業規則の作成・変更にかかる費用や一定の機器の導入にかかる費用なども助成の対象になります。ワーク・ライフ・バランスの見直しに取り組まれる企業様は活用されてみてはいかがでしょうか。

エールより 手続きをご依頼頂いている企業様へお願い

- 賞与支給の有無、支給日、支給額が決定したら、ご連絡下さい。
賞与支払届を提出する必要がありますので、賞与計算が済みましたら、賃金台帳を弊社にご連絡下さい。
(不支給の場合でも、その旨の届出が必要となりますので、ご連絡をお願いします。)

お知らせ

8-1/3 残り5カ月で間に合う！マイナンバー対策

マイナンバー制度で求められる対応策を具体的に解説します。
 ・特定個人情報取扱規定案
 ・個人番号を集めるための「個人番号利用目的通知書」案
 ・マイナンバー導入で予想される税・公的保険料の影響



講師
 社会保険労務士法人エール
 滝瀬 仁志氏
 特定社会保険労務士
 個人情報保護、リスク管理に関する知識を基



※85席満席のため
 キャンセル待ちとなります



【AMANO プライベートセミナー】

2015年7月9日(木)10:00~17:00 静岡ペガサート

第1部:滝瀬 仁志 残り5か月で間に合う！マイナンバー対策

第2部:小島 正晴 ブラック企業とはいわせない！

アマノのリスク対策セミナー講師を担当させていただきます。

【ビルメン業のための最新助成金・給付金2015年】

昨年に続き、代表の鎌倉が講師を務めさせていただきます。

2015年7月22日(水)14:00~16:00

公益社団法人東京ビルメンテナンス協会(西日暮里駅徒歩3分)

第1部:中辻一裕 (中小企業診断士) 経済産業省管轄の助成金

第2部:鎌倉珠美 (社会保険労務士) 厚生労働省管轄の助成金

ビルメンテナンス協会会員様無料 ・会員以外 3240 円

【マイナンバー対応(続編) & 最新助成金セミナー】

2015年7月28日(火)14:00~16:30

横浜ラホール 2F 大会議室(新横浜徒歩10分)

顧問先無料 駐車場あり(無料)

第1部:滝瀬 仁志 マイナンバー 企業の具体的な対応をサポート

これで実務と業務フローがわかる！

第2部:鎌倉 珠美 2015年度 最新助成金活用法

企業の業務フロー、委託先のチェックリスト、従業員への案内書式、就業規則改定などについて、具体的にご案内します。【エールマイナンバー実務安心キット付】

特別企画 (顧問先企業限定のプライベートセミナー)

2015年8月29日(土)14:00~ 懇親会 17:00~

ホテル メルパルク横浜(元町中華街徒歩1分)

こちらのセミナーは、3事務所の顧問先企業様限定のセミナーとなります。

税理士 吉川昌利 (税理士法人アイ・パートナーズ)

「相続対策 成功例・失敗例」 ~その対策、大丈夫ですか？~

弁護士 大山滋郎 (弁護士法人横浜パートナー法律事務所)

「問題社員から企業を守る」 ~事務所の事件を基に解説~

社労士 増田千雅子 (社会保険労務士法人エール)

「社長の想いを浸透させ 社員のやる気に火をつける

就業規則運用のポイント」

セミナー:顧問先企業様無料 懇親会:5000円(税別)

セミナー後に顧問先企業様のための懇親会をご用意しています！(メルパルク横浜)

弊社所属社会保険労務士、信頼おける弁護士、税理士、行政書士、司法書士など

各士業も集まるクローズドな交流会です。エールの顧問先企業様の枠は先着40名様

となりますので、お早めにお申し込みください。懇親会にて具体的な紹介のご希望が

ある場合は、事前に内容を担当者までお寄せください！

弁護士

大山滋郎



エール枠は
 先着40名様

税理士

吉川昌利



社会保険労務士

増田千雅子

顧問先企業のための
 士業連携セミナーです！

セミナーのお申し込みはこちらまで ⇒ TEL 045(549)1071